

○公害防止統括者及び公害防止管理者の業務詳細について

施設	公害防止統括者	公害防止管理者
ばい煙発生施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙発生施設の使用の方法の監視並びにばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること ・ばい煙発生施設において発生し、大気中に排出されるばい煙の量の測定及び記録に関すること。 ・事故時の措置及びばい煙に係る緊急時の措置に関すること 	<p>左記のうち、以下の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する燃料又は原材料の検査 ・ばい煙発生施設の点検 ・ばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修 ・ばい煙量又はばい煙濃度の測定の実施及びその結果の記録 ・測定機器の点検及び補修 ・事故時の措置（応急の措置に係るものに限る。）の実施 ・ばい煙に係る緊急時におけるばい煙量又はばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他の必要な措置の実施
汚水等排出施設	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水等排出施設の使用の方法の監視並びに汚水等排出施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること ・特定工場から水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域に排出される水（以下「排出水」という。）又は特定工場から地下に浸透する水で同条第8項に規定する有害物質使用特定施設から排出される汚水又は廃液（これを処理したものを含む。）を含むもの（以下「特定地下浸透水」という。）の汚染状態の測定及び記録に関すること ・事故時の措置及び排出水に係る緊急時の措置に関すること 	<p>左記のうち、以下の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する原材料の検査 ・汚水等排出施設の点検 ・汚水等排出施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修 ・排出水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定の実施及びその結果の記録 ・測定機器の点検及び補修 ・事故時の措置（応急の措置に係るものに限る。）の実施 ・排出水に係る緊急時における排出水の量の減少その他の必要な措置の実施
騒音発生施設	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音発生施設の使用の方法及び配置その他騒音の防止の措置に関すること 	<p>左記のうち、以下の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音発生施設の配置の改善 ・騒音発生施設の点検 ・騒音発生施設の操作の改善 ・騒音を防止するための施設の操作、点検及び補修

施設	公害防止統括者	公害防止管理者
特定粉じん発生施設	<ul style="list-style-type: none"> ・特定粉じん発生施設の使用の方法の監視並びに特定粉じん発生施設から排出され、又は飛散する特定粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること ・特定工場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度の測定及び記録に関すること 	<p>左記のうち、以下の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する原材料の検査 ・特定粉じん発生施設の点検 ・特定粉じん発生施設から発生し、又は飛散する特定粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の使用、点検及び補修 ・特定粉じんの濃度の測定の実施及びその結果の記録 ・測定機器の点検及び補修
一般粉じん発生施設	<ul style="list-style-type: none"> ・一般粉じん発生施設の使用の方法の監視並びに一般粉じん発生施設から排出され、又は飛散する一般粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること 	<p>左記のうち、以下の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する原材料の検査 ・一般粉じん発生施設の点検 ・一般粉じん発生施設から発生し、又は飛散する一般粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の使用、点検及び補修
振動発生施設	<ul style="list-style-type: none"> ・振動発生施設の使用の方法及び配置その他振動の防止の措置に関すること 	<p>左記のうち、以下の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振動発生施設の配置の改善 ・振動発生施設の点検 ・振動発生施設の使用の改善 ・振動を防止するための施設の使用、点検及び補修
ダイオキシン類発生施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類発生施設の使用の方法の監視並びにダイオキシン類発生施設において発生するダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する発生ガス又はダイオキシン類発生施設から排出される汚水若しくは廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること ・ダイオキシン類対策特別措置法第2条第3項に規定する排出ガス（以下「排出ガス」という。）又は排水に含まれるダイオキシン類の量の測定及び記録に関すること ・事故時の措置及びダイオキシン類に係る緊急時の措置に関すること 	<p>左記のうち、以下の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する燃料又は原材料の検査 ・ダイオキシン類発生施設の点検 ・ダイオキシン類発生施設から排出される排出ガス又は排水を処理するための施設及びこれに附属する施設の使用、点検及び補修 ・排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類の量の測定の実施及びその結果の記録 ・測定機器の点検及び補修 ・事故時の措置（応急の措置に係るものに限る。）の実施 ・排出ガス又は排水に係る緊急時における量の減少その他の必要な措置の実施

○公害防止管理者の兼任の禁止

事業者が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者またはその代理者として選任する場合は、次の基準を満たすこと。

基準	
1	同一人を公害防止管理者として選任させようとする工場（以下「兼務工場」という。）が当該公害防止管理者（以下「兼務公害防止管理者」という。）の常時勤務する工場から2時間以内に到達できる場所にあること。
2	兼務工場が同種若しくは類似のものであるか、又は生産工程上密接な関連を有すること。
3	兼務工場に係る公害の防止に関する業務を統括管理する者が同一であるか、又は公害の防止に関する業務に関する規程（以下「業務規程」という。）で兼務工場に係る公害の防止に関する業務の実施体制及び指揮命令系統が定められていること。
4	業務規程で兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限、異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること。
5	兼務公害防止管理者の常時勤務する工場から他の兼務工場の公害の発生状況を監視できる通信手段が整備されていること。
6	兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、5以下であること。

その他詳細についてはホームページに掲載している「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号ただし書（第10条第2項において準用する場合を含む。）に基づく基準」をご参照ください。